

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成22(2010)年4月22日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 4月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最一判平成22年3月18日 最高裁HP

平成20年(受)第1392号 各損害賠償、理事会決議無効確認等請求事件(破棄差戻し)

学校法人の旧理事らが、後任理事が金融機関と交渉して旧理事らの連帯保証債務を免れさせる旨の合意を履行すると信じてした辞任の意思表示及び同法人の理事会において後任理事の選任決議案に賛成する旨の議決権の行使が要素の錯誤により無効であるとはいえないとされた事例。

(理由)

金融機関と交渉して当該金融機関に対する連帯保証人の保証債務を免れさせるという債務を履行する力量についての誤信は、ただ単に、債務者にその債務を履行する能力があると信頼したにもかかわらず、実際にはその能力がなく、その債務を履行することができなかったというだけでは、民法95条にいう要素の錯誤とするに足りず、債務者自身の資力、他からの資金調達の見込み等、債務の履行可能性を左右すべき重要な具体的事実に関する認識に誤りがあり、それが表示されていた場合に初めて、要素の錯誤となり得るといふべきである。

(2) 最一判平成22年3月25日 裁判所HP

平成21年(行ヒ)第42号 不当利得金返還等請求事件(破棄自判、請求棄却の第1審確定)

1. 市と第三者との間で、市が当該第三者から約2年6か月前に別の債権の弁済として受領した金員を、地方自治法242条の2第1項4号に基づく住民訴訟において行使すべきことが求められている市の当該第三者に対する不当利得返還請求権に充当する旨の合意がされた場合において、同請求権が上記合意により消滅したとされた事例。

2. 原審は、「平成17年度において歳入の調定をし、予算科目を雑入として収納手続を完了したことが認められるから、その時点で清算金の返還に関する債権債務は消滅したものである」としたが、最高裁は、「いったん弁済によって生じた法律上の効果を当事者双方の合意により排除することは妨げられないもの」とする判例が妥当する等とした。

(3) 最三判平成22年3月30日 最高裁HP

平成21年(受)第1232号 学納金返還請求事件(破棄自判)

Yの設置する大学の専願等を資格要件としない推薦入学試験に合格したXが、4月5日に入学を辞退して在学契約を解除したなどと主張して、Yに対し、納付済みの授業料等相当額の返還を求める事案において、学生募集要項に、一般入試の補欠者とされた者につき4月7日までに補欠合格の通知がない場合は不合格となる旨の記載があり、過去には4月1日以降にも補欠合格者を決定することがあったなどの事情があっても、授業料等不返還特約は有効であるとして返還請求を認めなかった事例。

(理由)

Xは、入学年度開始後である平成18年4月5日に本件在学契約を解除する旨の意思表示をしたものであるところ、学生募集要項の記載は、一般入学試験等の補欠者とされた者について4月7日までにその合否が決定することを述べたにすぎず、推薦入学試験の合格者として在学契約を締結し学生としての身分を取得した者について、その最終的な入学意思の確認を4月7日まで留保する趣旨のものとは解されない。また、現在の大学入試の実情の下では、大多数の大学において、3月中には正規合格者の合格発表が行われ、補欠合格者の発表もおおむね終了して、学生の多くは自己の進路を既に決定しているのが通常であり、4月1日以降に在学契約が解除された場合、その後補欠合格者を決定して入学者を補充しようとしても、学力水準を維持しつつ入学定員を確保することは容易でないことは明らかである。これらの事情に照らせば、Y大学の学生募集要項に上記の記載があり、Y大学では4月1日以降にも補欠合格者を決定することがあったからといって、Y大学において同日以降に在学契約が解除されることを織り込み済みであるということとはできない。そして、専願等を資格要件としない推薦入学試験の合格者について特に、一般入学試験等の合格者と異なり4月1日以降に在学契約が解除されることを当該大学において織り込み済みであると解すべき理由はない。したがって、Xが納付した本件授業料等が初年度に納付すべき範囲を超えているというような事情はうかがわれない以上、授業料等は、在学契約の解除に伴いY大学に生ずべき平均的な損害を超えるものではなく、解除との関係では不返還特約はすべて有効といふべきである。

(4) 最三判平成22年3月30日 最高裁HP

平成21年(受)第1780号 損害賠償請求事件(破棄自判)

Xが、貸金業を営むYの従業員AからYの貸金の原資に充てると欺罔され、Aに金員を交付して損害を被ったことにつき、Aの行為がYの事業の執行についてされたものであると主張して、Yに対し、民法715条に基づき損害賠償請求をする事案において、Xの請求が否定された事例。

(理由)

Yは貸金業を営む株式会社であって、Aを含む複数の被用者にその職務を分掌させていたことが明らかであるから、本件欺罔行為がYの事業の執行についてされたものであるというためには、貸金の原資の調達が使用者であるYの事業の範囲に属するということだけでなく、これが客観的、外形的にみて、Aが担当する職務の範囲に属するものでなければならない。ところが、原審は、貸金の原資を調達することがYの事業の範囲に属するというのみから直ちに、これがYの被用者の職務の範囲に属するとして、本件欺罔行為がYの事業の執行につ

いてされた行為に該当するとしたものであるから、その判断には、民法715条の解釈適用を誤った違法がある。

(5) 最三判平成22年3月30日 最高裁HP

平成20年(受)第909号 損害賠償、立替金請求事件(一部破棄原判・一部破棄差戻し)

商品取引員であるYに金の商品先物取引を委託したXが、Yに対し、主位的に、消費者契約法4条1項2号又は2項本文により委託契約の申込みの意思表示を取り消したと主張して、Yに預託した委託証拠金相当額の支払を求め、予備的に、Yの外務員から違法な勧誘を受け損害を被ったと主張して、証拠金相当額の損害賠償金の支払を求める等の事案において、金の商品先物取引の委託契約において将来の金の価格は消費者契約法4条2項本文にいう「重要事項」に当たらないとして主位的請求を棄却し、予備的請求等を審理させるため差し戻した事例。

(理由)

消費者契約法4条2項本文にいう「重要事項」とは、同条4項において、当該消費者契約の目的となるものの「質、用途その他の内容」又は「対価その他の取引条件」をいうものと定義されているのであって、同条1項2号では断定的判断の提供の対象となる事項につき「将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項」と明示されているのとは異なり、同条2項4項では商品先物取引の委託契約に係る将来における当該商品の価格など将来における変動が不確実な事項を包含するような文言は用いられていない。そうすると、本件契約において、将来における金の価格は「重要事項」に当たらないと解するのが相当であって、Yが、Xに対し、将来における金の価格が暴落する可能性を示す事実を告げなかったからといって、同条2項本文により本件契約の申込みの意思表示を取り消すことはできないというべきである。

(6) 最一判平成22年4月8日 最高裁HP

平成21年(受)第1049号 発信者情報開示請求事件(棄却)

インターネット上の電子掲示板にされた匿名の書き込みによって権利を侵害されたとするXらが、その書き込みをした者(以下「発信者」という。)に対する損害賠償請求権の行使のために、発信者にインターネット接続サービスを提供したY(いわゆる経由プロバイダ)に対しする、本件発信者の氏名、住所等の情報の開示請求が認められた事例。

(理由)

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「法」という。)2条の各規定の文理に照らすならば、最終的に不特定の者によって受信されることを目的とする情報の流通過程の一部を構成する電気通信を電気通信設備を用いて媒介する者は、同条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に含まれると解するのが自然である。また、法4条の趣旨は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害を受けた者が、情報の発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密に配慮した厳格な要件の下で、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対して発信者情報の開示を請求することができるものとするにより、加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図ることにあると解される。インターネットを通じた情報の発信は、経由プロバイダを利用して行われるのが通常であること、経由プロバイダは、課金の都合上、発信者の住所、氏名等を把握していることが多いこと、反面、経由プロバイダ以外はこれを把握していないことが少なくないことは、いずれも公知であるところ、このような事情にかんがみると、経由プロバイダが法2条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当せず、したがって法4条1項にいう「開示関係役務提供者」に該当しないとすると、法4条の趣旨が没却されることになるというべきである。そして、経由プロバイダが法2条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当すると解釈が、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限について定めた法3条や通信の検閲の禁止を定めた電気通信事業法3条等の規定の趣旨に反するものでないことは明らかである。

以上によれば、最終的に不特定の者に受信されることを目的として特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録するためにする発信者とコンテンツプロバイダとの間の通信を媒介する経由プロバイダは、法2条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当すると解するのが相当である。

(7) 最三判平成22年4月13日 最高裁HP

平成21年(受)第609号 発信者情報開示等請求事件その他

インターネット上の電子掲示板にされた「なにこのまともなスレ気遣いはどうみてもA学長」との書き込みによって権利を侵害されたとするXが、その書き込みをした者(以下「発信者」という。)にインターネット接続サービスを提供したY(いわゆる経由プロバイダ)に対して、訴訟外で発信者情報の開示を求めたものの、Yがこれに応じなかったことにつき重大な過失があるとして、損害賠償を求める事案において、Yには発信者情報の開示をしなかったことにつき重大な過失があったとはいえないとして、損害賠償請求を認めなかった事例。

(理由)

本件書き込みは、「気遣い」といった侮辱的な表現を含むとはいえ、Xの人格的価値に関し、具体的事実を摘示してその社会的評価を低下させるものではなく、Xの名誉感情を侵害するにとどまるものであって、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めてXの人格的利益の侵害が認められ得るにすぎない。そして、本件書き込み中、Xを侮辱する文言は上記の「気遣い」という表現の一語のみであり、特段の根拠を示すことなく、本件書き込みをした者の意見ないし感想としてこれが述べられていることも考慮すれば、本件書き込みの文言それ自体から、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であることが一見明白であるということではできず、本件スレッドの他の書き込みの内容、本件書き込みがされた経緯等を考慮しなければ、Xの権利侵害の明白性の有無を判断することはできない。そのような判断は、裁判外において発信者情報の開示請求を受けたYにとって、必ずしも容易なものではない。そうすると、Yが、本件書き込みによってXの権利が侵害されたことが明らかであるとは認められないとして、裁判外におけるXからの本件発信者情報の開示請求に応じなかったことについては、Yに重大な過失があったということはできない。

(8) 最三判平成22年4月20日 最高裁HP

平成21年(受)第955号 不当利得返還請求事件(破棄差戻し)

1. 継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約に基づいて金銭の借入れと弁済が繰り返され、同契約に基づく債務の弁済がその借入金全体に対して行われる場合における利息制限法1条1項にいう「元本」の額は、各借入れの時点における従前の借入金残元本と新たな借入金との合計額である。

2. 上記の場合において、上記取引の過程におけるある借入れの時点で従前の借入金残元本と新たな借入金との合計額が利息制限法1条1項所定の各区分における下限額を下回るに至ったとしても、いったん無効となった利息の約定が有効になることはなく、上記取引に適用される制限利率が変更されることはない。

(9) 東京高決平成20年12月19日 金法1895号123頁

平成20年(ラ)第1913号 不動産引渡命令に対する執行抗告事件

抵当建物の使用者が、民法395条2項所定の使用対価を仮に元所有者またはその管理者に支払ったとしても、買受人に支払ったとはいえないから、抵当建物の引渡猶予を受けることはできないとされた事例。

本決定は、抗告人は根抵当権に劣後する建物賃借人にすぎないから、賃借権を買受人に対抗することはできず使用対価支払の条件の下に代金納付日から6ヶ月間建物の引渡猶予を受け得るにとどまるところ、買受人から1ヶ月分以上の使用対価を支払ったとしても、買受人に使用対価を支払ったことにはならないので、相当期間内に使用対価の支払をしなかったとして、建物の引渡猶予を受けられなくなったものであり、買受人の申立てに基づき引渡命令を発令した原決定は相当であるとした。

(10) 東京地判平成20年3月3日 判例タイムズ1282号181頁

平成18年(ワ)第4284号 損害賠償等請求事件(本訴)、平成18年(ワ)第19206号 損害賠償請求事件(反訴)(一部認容・控訴)

紳士服販売会社Xが、販売促進キャンペーンとして顧客を韓国人俳優Kのファンイベントに招待するキャンペーンを企画し、大手旅行会社Y2のあっ施により、韓国法人Y1との間でKのパブリシティ権使用契約を締結し、Y2も同契約に当事者として加わったが、Kの承諾が得られずキャンペーンが頓挫したため、Y2らに対し債務不履行等に基づく損害賠償請求をしたところ、本判決は、Y1に対する請求について、本件ではY1がKから肖像等の使用に関して承諾を得るまでKの肖像等を一切使用しないことを合意した等のY1の主張を排斥して一部を認容し、Y2に対する請求については、Y2は契約書上、当事者となっているが、その趣旨はファンイベントが開催された場合の宿泊施設の手配及び会場へのバス輸送等の旅行業務に関するものであるとして債務不履行責任を否定し、他方、Y2においてX・Y1双方において契約書案の内容等を正確に伝達しない説明しなかった点において信義則上の義務違反があり、不法行為責任を負うとして請求の一部を認容した(過失相殺4割)。

(11) 東京地判平成20年3月7日 判例タイムズ1282号204頁

平成16年(ワ)第24193号、平成17年(ワ)第1586号、平成17年(ワ)第9992号、平成17年

(ワ)第22778号、平成18年(ワ)第27958号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)

ヤミ金融グループが経営する各ヤミ金融店舗から出資法違反の高金利の取立てを受けた被害Xらが、ヤミ金融組織の統括経営者(被告)に対して不法行為に基づく損害賠償を請求した事案において、本判決は、被告は、莫大な利益を得る目的で、自己の支配下にヤミ金融組織を形成し、被告と各店舗の店長や末端の店員を、その直接間接の指揮の下、違法かつ無効なヤミ金融に係る事業に従事させていたということが出来るから、被告は店長らによる原告らに対する不法行為につき民法715条1項の使用者責任を負うとし、損害賠償額の算定においては、当該店長らが原告らに貸し付けた金員は、原告らから元利金等の名目で違法に金員の交付を受けるための道具にすぎないから不法原因給付に該当し、本件店長らが原告らに返還を求め得ない結果、原告らへの交付と同時に原告らに帰属するに至ったものであり、原告らがその後に行った元利金等名目の支払いにより被った損害を補てんする性質を有するとはいえないこと等のことから、賠償を求める損害額から貸付金の額を控除すべきではないと判断した。

(12) 福岡地判平成21年3月26日 判例タイムズ1299号224頁

平成20年(ワ)第245号 詐害行為取消請求事件(一部認容・確定)

本件は、XがAに対し1350万円の債権を有していたところ、AがYに対し売掛金債権を譲渡したため、XがYに対し詐害行為取消権に基づき、AがYに対し債権譲渡した売掛金債権の一部約1575万円の債権譲渡の取消しを求めるとともに、Yが取り立てた金額の内1350万円の支払いを求めたものである。Yは訴訟を提起された後に当該債権譲渡を合意解除し、それまでに回収した債権額4321万2319円をAの口座に振り込んで返還したので詐害行為取消権は認められないと反論したが、本判決は、譲受債権を回収した現金がAの口座に振り込まれて返還されても、売掛金債権と現金とはその執行可能性に格段の違いがあることに鑑みると、債権譲渡の合意解除によってAの責任財産が原状に復したと評価することは困難であるから、Xは詐害行為取消権を行使できるとした。

【商事法】

(13) 最一判平成22年4月8日 最高裁HP

平成20年(受)第1809号 出資金等返還、損害賠償請求事件(一部破棄差戻し・一部却下)

医療法(平成18年法律第84号による改正前のもの)44条、56条等に照らせば、同法は、社団たる医療法人の財産の出資社員への分配については、収益又は評価益を剰余金として社員に分配することを禁止する医療法54条に反しない限り、基本的に当該医療法人が自律的に定めるところにゆだねていたと解されるところ、本件定款は、「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる。」(8条)と規定するとともに、Yの解散時における出資者に対する残余財産の分配額について「払出資額に応じて分配する」(33条)と規定する。33条が、Yの解散時においては、Yの残余財産の評価額に、解散時における総出資額中の各出資者の出資額が占める割合を乗じて算定される額を各出資者に分配することを定めていることは明らかであり、同条の「払出資額に応じて」の用語と対照するなどすれば、8条は、出資社員は、退社時に、同時点におけるYの財産の評価額に同時点における総出資額中の当該出資社員の出資額が占める割合を乗じて算定される額の返還を請求することができることを規定したものと解するのが相当である。

(14) 東京高判平成20年2月27日 判例タイムズ1282号90頁

平成18年(ホ)第5344号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却, 請求棄却・確定)

Y社から付与された新株予約権(ストック・オプション)を行使してY社の株式を取得したXが、権利行使時に取得した経済的利益(株式の時価と権利行使価額の差額)に対しては、平成18年法律第10号の改正前の租税特別措置法29条の2が適用され、給与所得として課税されないのに、Y社が、給与所得として課税されるとして源泉徴収税相当額をXから徴収したことに対し、不当利得に基づく返還等を求めた事案において、本件新株予約権の付与決議に基づく付与契約を締結した時点においてXがY社の使用人であったかが争われ、本判決は、Xの採用が内定した時点で、その採用条件として提示されていた新株予約権の付与も受けるという意思表示をしたものと認めるのが相当であり、その後、Y社の株主総会決議ないし取締役会決議を経て新株予約権の発行期日とされた平成15年3月31日(Xの入社日は平成15年4月1日)までには、Xを含め、新株予約権の付与契約が完成したとことができるとし、同条にいう付与契約締結もこの時点でされたと捉えるのが相当であるとし、本件では、Xに税制適格がないとして、Y社がXから源泉徴収税相当額を徴収したことは適法であると判断した。

【知的財産】

(15) 知財高判平成21年10月8日 判例時報2066号116頁

平成21年(行ケ)第10141号 審決取消請求事件 認容(上告受理申立)

指定商品を時計等とする「DEEP SEA」との登録商標につき、商標権者が販売する時計の文字盤に「DEEPSEA」との表示がされていることをもってしては商標法50条1項にいう「使用」の事実当たらないとして同商標登録を取り消した審決(不使用による商標登録取消の審決)の取消を請求した事案において、「DEEPSEA」の表示は「深海」の意味を示す用語として需要者において深海や深い海の神秘的なイメージをも与えていると理解でき、他の機能を表示するものと理解しうるとしても、同時に、原告商品に自他商品の識別標識としての機能を果たす態様で用いるものとして付されていることができ、「使用」の事実当たらないとして、審決が取り消された事例。

(16) 東京高判平成21年10月28日 判例時報2064号

平成21年(ホ)第2445号 保険金請求控訴事件 控訴棄却(確定)

X1とX2は夫婦であるが、X1とX2の父であるAが本件建物を建築するにあたり、住宅金融公庫から融資を受けて連帯債務者となり、損害保険会社であるYとの間で被保険者をX1・X2、保険の目的を本件建物とする保険契約を締結した。その後Xら夫婦とAとが不仲になり絶望したAが本件建物に放火して建物が焼失する事故が発生した。XらはYに対し火災保険金の支払いを求めたところ、保険契約者の1人であるAの故意による火災であるとして保険者の免責を主張した。一審判決は免責条項が適用されるとしてXらの請求を棄却したため、Xらは控訴した。本判決は、損害保険の保険契約者であって被保険者ではない者が故意により保険事故を招致し損害が発生した場合においてもそれが信義則及び公益に違反すると評価されるときは故意免責により保険者には保険金支払義務はないとして控訴を棄却した。

(17) 知財高判平成22年3月25日 裁判所HP

平成21年(ホ)第10047号 著作権侵害差止等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成19年(ワ)第23883号)

原告は、原告の亡父・兄と共同で制作した美術の著作物である観音像について、その原作品の所有者である被告光源寺が亡父の死後に被告Yに依頼して仏頭部をすげ替えて、公衆の観覧に供していることが、本件原観音像に係る原告の著作人格権(同一性保持権)及び著作権(展示権)の侵害に当たる旨主張し、被告光源寺に対し、著作権法112条1項、115条、113条6項に基づき本件観音像を一般公衆の観覧に供することの差止等を求め、当審において、亡父・兄から相続した展示権侵害を理由とする法112条1項、2項に基づく原状回復請求、及び法112条1項に基づく一般公衆の観覧に供する行為の停止請求等を、追加的に請求した。

被告らによる本件観音像の仏頭部のすげ替え行為は、確かに、著作者が生存していたとすれば、その著作人格権の侵害となるべき行為であったと認定評価できるが、本来、本件原観音像は、その性質上、被告光源寺が、信仰の対象とする目的で、制作依頼したものであり、また、仏頭部のすげ替え行為は、その本来の目的に即した補修行為の一環であると評価することもできること、交換行為を実施した被告は、亡兄の下で、本件原観音像の制作に終始関与していた者であることなどを考慮するならば、本件において、原状回復措置を命ずることは、適当ではなく、亡兄の名誉声望を維持するためには、事実経緯を広告文の内容として掲示、告知すれば足りるものと解すべきとして、謝罪広告の掲載のみを容認した。

(18) 知財高判平成22年3月29日 裁判所HP

平成21年(行ケ)第10042号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

原告は、本願発明は、熱を100%の変換効率で動力に変換すること、タービン効率と冷凍機の成績係数により熱効率を数式化・数値化したこと等に技術的特徴があり、これらの点において文献的な利用価値が高く、高度な技術的思想であるから、これにより改良発明の創作が促進され、技術の累積的進歩による産業の発展を図ることが可能となるにもかかわらず、審決が、相対的に利用価値が低い本願発明の実施上の利用に関する記載にのみ36条4項を適用して特許性を否定したことは、「…技術的思想のうち高度のもの」(特許法2条)である発明の「…保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する」(同1条)ことを目的とする特許法1条、2条に違反する旨主張する。

しかし、特許法等の定める日本の特許制度は、発明をした者にその実施につき独占的権利を付与する代わりにその内容を社会に公開するというものであるから、その制度の趣旨に照らして考えると、その技術内容は、当該の技術分野における通常の知識を有する者(当業者)が反復実施して目的とする技術効果を挙げることができ程度にまで具体的・客観的なものとして構成されなければならないものと解されるところ(最高裁昭和52年10月13日第一小法廷判決・民集31巻6号805頁参照)、本願発明は技術常識に照らして実現不可能とされる事項を内容とするにもかかわらず、本願明細書の発明の詳細な説明は、理論的・実験的に、当業者がこれを実施することができる程度に明確かつ十分に記載されたものであるといえないのであるから、当業者が本願発明を理論的又は実験的基礎として新たな発明をすることもまた、不可能というべきである。したがって、これを前提とする原告の上記主張は採用することができない。

(19) 知財高判平成22年4月19日 裁判所HP

平成21年(行ケ)第10268号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

原告は、刊行物1発明がMOSトランジスタの外部構造に着目した課題を掲げているのに対し、刊行物2発明はMOSトランジスタの内部構造に着目した課題を掲げており、両者の課題は互いにまったく異なるものであるにもかかわらず、審決が「共に、MOSトランジスタに関する技術分野に属し、面積の縮小を課題とするものである点で共通するものである。」(8頁4~6行)としたことは誤りであると主張する。

しかし、集積回路は各種の半導体素子や電極・配線部分を含む様々な構成要素が集積されて構成されており、集積回路全体の縮小化(微細化)は、一般的には各構成要素の微細化効果と集積回路全体のレイアウトの改善等によってもたらされるものであることに照らすと、高集積化と微細化が求められる半導体集積回路の技術分野において、微細化の対象部分は異なるとしても、半導体集積回路の各部の構成要素をそれぞれ微細化することにより、全体としてのさらなる微細化を実現しようとする試みは、当業者(その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者)であれば当然に検討すべき技術常識であるといえる。したがって、刊行物1発明と刊行物2発明とを組み合わせることにより、集積回路全体の縮小化・微細化を実現しようとすることは、当業者が当然に考慮することであるというべきであり、原告の主張は、採用することができない。

【民事手続】

(20) 最二決平成22年4月12日 裁判所HP

平成21年(行フ)第3号 文書提出命令に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判, 原々決定取消, 申立却下)

1. 名古屋市議会の会派が市から交付された政務調査費を所属議員に支出する際に各議員から提出を受けた使途基準適合性の判断のための報告書及びこれに添付された領収書が民訴法220条4号二所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たるとされた事例。

2. 最高裁は、会派による個々の政務調査費の支出について、その具体的な金額、支出先等を逐一公にしなければならぬ場合の弊害を検討し、結論として、「本件規則が会派の経理責任者に会計帳簿の調製、領収書等の証拠書類の整理及びこれらの書類の保管を義務付けているのは、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、各会派の代表者らが議長等による事情聴取に対し確実な証拠に基づいてその説明責任を果たすことができるようにその基礎資料を整えておくことを求めたもの」であり外部への公開は予定されていないとした。

(21) 最三判平成22年4月13日 最高裁HP

平成21年(受)第1216号 損害賠償等請求事件(破棄自判)

前訴において当事者が攻撃防御を尽くした事実認定上の争点やその周辺事情について、前訴判決と異なる事実を認定し、これを前提にYが虚偽の事実を主張して裁判所を欺罔したなどとしてYに不法行為の成立を認めた原審の判断が否定されて、Xの損害賠償請求が棄却された事例。

(理由)

当事者間に確定判決が存在する場合に、その判決の成立過程における相手方の不法行為を理由として、その判決の既判力ある判断と実質的に矛盾する損害賠償請求をすることは、確定判決の既判力による法的安定を著しく害する結果となるから、原則として許されるべきではなく、当事者の一方が、相手方の権利を害する意図の下に、作為又は不作為によって相手方が訴訟手続に関与することを妨げ、あるいは虚偽の事実を主張して裁判所を欺罔するなどの不正な行為を行い、その結果本来あり得べからざる内容の確定判決を取得し、かつ、これを執行したなど、その行為が著しく正義に反し、確定判決の既判力による法的安定の要請を考慮してもなお容認し得ないような特別な事情がある場合に限り、許されるものと解するのが相当である(最高裁昭和43年(オ)第906号同44年7月8日第三小法廷判決・民集23巻8号1407頁、最高裁平成5年(オ)第1211号・第1212号同10年9月10日第一小法廷判決・裁判集民事189号743頁参照)。

原審は、前訴判決と基本的には同一の証拠関係の下における信用性判断その他の証拠の評価が異なった結果、前訴判決と異なる事実を認定するに至ったにすぎない。しかし、前訴におけるYの主張や供述が上記のような原審の認定事実と反するというだけでは、Yが前訴において虚偽の事実を主張して裁判所を欺罔したというには足りない。他に、Yの前訴における行為が著しく正義に反し、前訴の確定判決の既判力による法的安定の要請を考慮してもなお容認し得ないような特別な事情があることがわかれず、Xが上記損害賠償請求をすることは、前訴判決の既判力による法的安定性を著しく害するものであって、許されない。

(22) 福岡高判平成21年2月10日 判例タイムズ1299号238頁

平成20年(ネ)第380号 損害賠償請求控訴事件(変更・確定)

本件は、Yと一緒にアルゼンチンを旅行しYが運転する自動車に同乗していたAが、事故により死亡したため、Aの両親Xらが、不法行為等に基づき逸失利益等合計1億1836万円の賠償を請求した事案である。Yは、不法行為地法であるアルゼンチン法を準拠法とすべきである旨主張し、同国の民法では、逸失利益や精神的損害も損害と定めているが、同国の裁判例では、被害者の相続人は逸失利益の賠償を求めるとはできないと解釈されているところ、本判決は、準拠法はアルゼンチン法であり同国の民法の解釈にあたっては同国の裁判所の採用する方法によるべきとしたが、その方法によるとXらが賠償請求できる額は合計約7万5000ドルであり日本の死亡事故における賠償額と比べて著しく低額であること、Xら、Y、Aがいずれも日本国籍を有し常住居が日本国内にあること、Yは日本国内で保険に加入できたことを考慮すると、同国の民法を適用して損害賠償額を算定することは公序に反するものであるとしてその適用を排除し、日本国民法によって算定するのが妥当であるとし、逸失利益等合計約8472万円の賠償を認めた。

(23) 東京高決平成21年8月19日 金法1894号45頁

平成21年(ワ)第1331号 債権差押及び転付命令に対する執行抗告事件

相手方(債権者)が執行力のある公正証書に表示された、株式会社Aの有限会社Bに対する準消費貸借契約に基づく金銭債権についての連帯保証人である原告人(債務者)に対する保

証債務履行請求権を、債権譲渡によりAから承継したとして承継執行文を得たうえ、同請求権を訴求債権、原告人のA社員持株会に対する株式の売買代金債権を差押債権として、同債権についての債権差押命令および転付命令を得たところ、原告人が本決定に対し、執行抗告した事案。

原告人は、株式会社Aから相手方に対する債権譲渡が無効であるから相手方は請求債権を有しない、原告人とA社員持株会との間の株式の売買契約は存在しないから差押債権も存在しない旨主張した。

本決定は、執行裁判所は、執行力のある債務名義が提出されたときには、差押債権が、差押えおよび転付命令の目的となる債権に該当する限り、その存否について考慮することなく同各命令を発すべきものであって、差押債権の全部または一部が存在しないときは、その部分につき執行が功を奏しないことになるだけであり、そのような債権につき同各命令が発付されても、債務者が法律上の不利益を被ることはないから、差押債権の不存在または消滅は、そもそも債権差押命令および転付命令に対する執行抗告の理由とならないとして、承継執行文付与の要件である承継事由の欠缺や差押債権の不存在または消滅は、債務名義に基づく債権差押命令および転付命令に対する執行抗告の理由とはならないとした。

(24) 東京高決平成21年10月8日 金法1895号119頁

平成21年(ワ)第1577号 売却許可決定に対する執行抗告事件

建物に対する強制競売事件において、売却許可決定を受けた原告人が同決定を取り消し原告人に対する売却を不許可とする旨の決定を求めて、執行抗告を申し立てた事案。

本決定は、建物収去土地明渡しを命ずる第1審判決がありこれが確定前の場合、建物の売却基準価額の算定にあたり、敷地利用権の係争減価率として60パーセントを採用したことが著しく不合理であるとはいえない、また、物件明細書には、建物収去、土地明渡し訴訟が係属中である旨の記載があるところ、第1審判決に対して申立債権者による控訴がされ、訴訟が係属中であったのであるから、その記載内容に誤りはない、として売却許可決定に対する執行抗告を棄却した。

(25) 大阪高判平成22年2月18日 金法1895号99頁

平成21年(ホ)第1734号 否認権行使請求控訴事件

会社の代表取締役の相続財産の破産管財人が、当該代表取締役が会社に対する債務の物上保証をした行為を無償否認した事案。

本判決は、金融機関の与信が破産者による保証ないし物上保証と同時交換的にされた場合であっても破産者のした担保提供行為は無償否認の対象となるとしたうえで、代表取締役である破産者が担保設定に当たり主債務者である会社から保証料等の直接の対価を受領していない物上保証について、融資を受けた会社の利益について、会社の法人格を否認ないし無視して、これを破産者の利益と同視し、破産者が担保設定の対価を受けていると評価できるまでの事情が認められず、主債務者の倒産が即保証人の破産に連なる場合というだけでは、担保提供の無償性を否定すべき特段の事情には当たらず、融資によって破産者の有する株式ないし出資の価値が現実に維持された事実は認めるに足りないから、無償性を否定すべき特段の事情が存するとは認められないとして、破産法160条3項による無償否認を認めた。

【刑事法】

(26) 最二決平成22年3月17日 最高裁HP

平成21年(あ)第178号 職業安定法違反、詐欺、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の

規制等に関する法律違反(棄却)

1. 街頭募金の名の下に通行人から現金をだまし取ろうと企てた者が、約2か月間にわたり、事情を知らない多数の募金活動員を関西一円の通行人の多い場所に配置し、募金の趣旨を立看板で掲示させるとともに、募金箱を持たせて寄付を勧誘する発言を連呼させ、これに応じた通行人から現金をだまし取ったという街頭募金詐欺について、その特徴にかんがみると、一体のものと評価し包括一罪と解することができることとされた事例

2. 包括一罪と解される上記のような街頭募金詐欺の罪となるべき事実について、募金に応じた多数人を被害者とした上、被告人の行った募金の方法、その方法により募金を行った期間、場所及びこれにより得た総金額を摘示することをもってその特定に欠けるところはないとされた事例

(理由)

1. 本件詐欺の罪数関係について

本件街頭募金詐欺(要旨記載の事案)においては、個々の被害者、被害額は特定できないものの、現に募金に応じた者が多数存在し、それらの者との関係で詐欺罪が成立していることは明らかである。

そして、本件の犯行は、個々の被害者ごとに区別して個別に欺もう行為を行うものではなく、不特定多数の通行人一般に対し、一括して、適宜の日、場所において、連日のように、同一内容の定型的な働き掛けを行って寄付を募るといった態様のものであり、かつ、被告人の1個の意思、企図に基づき継続して行われた活動であったと認められる。

さらに、このような街頭募金においては、これに応じる被害者は、比較的少額の現金を募金箱に投入すると、そのまま名前も告げずに立ち去ってしまうのが通例であり、募金箱に投入された現金は直ちに他の被害者が投入したものと混和して特定性を失うものであって、個々に区別して受領するものではない。

以上のような本件街頭募金詐欺の特徴にかんがみると、これを一体のものと評価して包括一罪と解した原判断は是認できる。

2. その罪となるべき事実の特定方法

その罪となるべき事実は、募金に応じた多数人を被害者とした上、被告人の行った募金の方法、その方法により募金を行った期間、場所及びこれにより得た総金額を摘示することをもってその特定に欠けるところはない。

(27) 最三決平成22年4月5日 最高裁HP

平成19年(シ)第23号 再審開始決定及び死刑執行停止決定に対する異議申立ての決定に対する特別抗告事件(取消・差戻)

再審請求を棄却した原決定に審理不尽の違法があるとされた事例(名張毒ぶどう酒殺人事件第7次再審請求)

(理由)

1. 申立人は、妻A子及びB子を殺害しようと、その居住する地区のグループの年次総会の懇親会の機会をとらえて、かねて買い受けて所持していた有機燐テップ製剤の農薬ニッカリンTを女子会員用の飲物に入れて飲ませた結果、本件ぶどう酒を飲んだA子及びB子を含む5名を殺害したほか、12名には有機燐中毒症の傷害を負わせたにとどまり、残り3名はこれを飲まなかったため、いずれも殺害の目的を遂げなかったとされた。

2. 新証拠3について

新証拠3は、犯行に使用された毒物には、トリエチルピロホスフェートが含まれていないことを明らかにし、本件毒物が同物質を含むニッカリンTでなく、同物質を含まない別の有機燐テップ製剤であった疑いがあるとするJ作成の鑑定書、K作成の鑑定書等であり、本件毒物が申立人が所持していたニッカリンTではないこと、ニッカリンTを犯行に使ったとする申立人の自白が信用できないことを立証しようとするものである。

原決定は、新証拠3について、本件で使用された農薬がニッカリンTではなく、別の有機燐テップ製剤の農薬であった可能性も全く否定はできないが、本件毒物はニッカリンTであり、トリエチルピロホスフェートもその成分として含まれていたけれども、当時のM衛生研究所のペーパークロマトグラフ試験によってはそれを検出できなかったと考えることも十分可能であると判断した。

しかし、原審において、M衛生研究所の事件検体のペーパークロマトグラフ試験でRのスポットが検出されなかったのは、所論のいうように、事件検体にニッカリンTが含まれていなかったためなのか、あるいは、検察官が主張するように、事件検体にニッカリンTが含まれていたとしても、濃度が低かった上、トリエチルピロホスフェートの発色反応が非常に弱いこと等によるものなのかを解明するため、申立人側からニッカリンTの提出を受けるなどして、事件検体と近似の条件でペーパークロマトグラフ試験を実施する等の鑑定を行うなど、更に審理を尽くす必要があるというべきである。

よって、刑訴法411条1号、434条、426条2項により、原決定を取り消し、更に上記の点について審理を尽くさせるため、本件を名古屋高等裁判所に差し戻すこととし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(28) 東京高判平成20年4月17日 判例タイムズ1282号341頁

平成20年(う)第3号 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反被告事件(控訴棄却・上告(後上告棄却))

被告人が、常習として不特定の者に転売する目的で、2回にわたって、東京都内のチケットサービス店において、外国人アーティストの来日公演の入場券を買った行為について、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例2条1項の「不当な売買行為(ダフヤ行為)の禁止」に違反するとして起訴された事案において、被告人が控訴理由として、同条例2条1項の「転売する目的」とは、営利の目的を伴うものと解すべきであるから、被告人のように取得した入場券を低価又はそれより安価で売却するのは、同条項に違反しないと主張した点について、本判決は、同条項にいう「転売」とは、自己の計算において取得した乗車券等を更に他に売却することであり、これによって利益を得る意図が必ずなければならぬというものではないと判示し控訴を棄却した。

(29) 広島高判平成22年3月23日 裁判所HP

平成21年(う)第192号 有印私文書偽造、同行使、詐欺(破棄自判)

1. 被告人が共犯者と共謀の上、注文書等を偽造し、これを行行使するなどして、ノートパソコンを詐取したとの原判示の有印私文書偽造、同行使、詐欺の各事実について、被告人と共犯者との共謀の点については、共犯者の原審公判供述は、その信用性に相当の疑問があり、共犯者の原審公判供述によって、共犯者と被告人との共謀を認定することは困難であるとして、原判決を破棄して、被告人に無罪を言い渡した事案。

2. 高裁判決は、原審が信用性を認めた共犯者供述について、信用性に疑問を抱かせる点を指摘した上、客観的事実に合致する部分についても、それが動かしがたい事実にかかるもの等であることを理由として、「被告人に不利益な虚偽の供述をし、自己の責任を軽減させようとする態度がうかがわれぬとまでいえるものではなく」とした。

(30) 東京地判平成20年10月27日 判例タイムズ1299号313頁

平成20年合(わ)第323号 殺人未遂被告事件(有罪・控訴)

本件は、被告人が同棲中の男性に対し包丁でその背部を1回突き刺したという事案であり、弁護人は、布団の上に横になり右後方に座っていた被告人と口論していた被害者が、突然、布団をたたいて立ち上がり、向かってくる体勢を示したので、自己の身体を防御するためにとっさに包丁を差し出したもので、殺意はなく、正当防衛、過剰防衛、誤想過剰防衛が成立すると主張した。本判決は、客観的に被告人が被害者から直ちに暴力を振るわれるような差し迫った状況にはなかったとして侵害の急迫性を否定したが、被告人が従前から被害者からしばしば暴力を振るわれており、本件当日も被害者と口論となって執拗に暴力を振るわれていたこと等から、被害者が勢いよく布団を叩き立ち上がり、向かってくる体勢をとった行為は、とりわけ女性にとっては相当強力な威嚇行為を映るであろうから、その者が直ちに暴力を振るわれるのではないかと考え、自分の身を守るための行動に出ることも格別不自然ではないとし、誤想過剰防衛を認めた。

【公法】

(31) 最三判平成22年3月23日 裁判所HP

平成21年(行七)第214号 政務調査費交付取消しとその返還措置請求事件(破棄差戻し)

1. 交付を受けた政務調査費からの支出が使途基準に合致しないものであったことをうかがわせる上告人(原告)主張の事実の存否等を審理することなく、同支出により購入された物品の品名を認定するなどしただけで、直ちに同支出が同使途基準に反するものとはいえないとした原審の判断に違法があるとされた事例。

2. 最高裁は、パソコン、プリンター、ビデオカメラなどの手元に残る物品が、在職10年から20年にわたる議員らにより、初めて購入したり緊急性もなく購入されている等と上告人が主張する事実関係について、これが認定された場合、特段の事情がない限り使途基準に反し違法であるといえる等とした。

(32) 最三判平成22年3月30日 裁判所HP

平成21年(行ヒ)第211号 損害賠償履行請求事件(破棄自判)

1. 定例会等の会議に出席した市議会議員に日額1万円の費用弁償を支給する旨の市条例の定めが、地方自治法(平成20年法律第69号による改正前のもの)203条によって与えられた裁量権の範囲を逸脱しないとされた事例。
2. 原審は、本件条例が議員の所定の会議への出席に際し生じうる日当及び事務経費等並びに交通費を定額弁償する規定であるところ、国家公務員等の旅費に関する法律を参考に上限3000円と判断したが、最高裁は、議員の活動の重要性に鑑み上記公務員には発生しない類の実費もあろうこと、他の都市との均衡をも考慮して本件条例が制定されていること等から、裁量の範囲内とした。

(33) 最三判平成22年3月30日 裁判所HP

平成20年(行ヒ)第419号 所得税更正処分取消請求事件(破棄差戻し)

道路事業の用地として所有地を買い取られたことに伴い、同土地上に存する所有建物を移転することに対する補償金の支払を受けた個人が、当該建物を他に譲渡して上記土地外に曳行移転させた場合において、上記建物が取り壊されずに現存していることなどから直ちに、上記補償金には租税特別措置法(平成16年法律第14号による改正前のもの)33条1項及び所得税法44条のいずれの適用もなく、その全額を一時所得の金額の計算上総収入金額に算入すべきであるとした原審の判断に違法があるとされた事例。

(34) 最三判平成22年4月13日 裁判所HP

平成21年(行ヒ)第110号 所得税更正処分等取消請求事件(破棄差戻し)

1. 都市計画法55条1項所定の事業予定地内の土地の所有者が具体的に建築物を建築する意思を欠いており、都道府県知事等による当該土地の買取りが外形的に同法56条1項の規定による買取りの形式を採ってされたにすぎない場合には、当該所有者は当該買取りの対価につき租税特別措置法(平成16年法律第14号による改正前のもの)33条の4第1項1号所定の長期譲渡所得の特別控除額の特別の適用を受けることができないとされた事例。
2. 原審は、上記特例が「地権者がその土地を都道府県知事等に買い取ってもらう場合の譲渡所得について税法上の特典を与えることによって、都計法の上記立法目的を間接的に実現しようとする政策的意図に出たもの」であると解したが、最高裁は、「土地の所有者が意図していた具体的な建築物の建築が事業予定地内であるがために許可されないことによりその土地の利用に著しい支障を来すこととなる場合に、いわばその代償としてされる当該土地の買取り」が強制収用類似である点に着目して解釈した。

(35) 最三判平成22年4月20日 裁判所HP

平成20年(受)第2065号 損害賠償請求事件(破棄差戻し)

1. 土地の所有者が市への土地の売却に係る長期譲渡所得につき租税特別措置法(平成13年法律第7号による改正前のもの)33条の4第1項1号所定の特別控除額の特例の適用がある旨の市の職員に誤った教示等に従い所得税の申告をし、過少申告加算税の賦課決定等を受けた場合において、上記所有者に損害の発生がないとした原審の判断に違法があるとされた事例。
2. 原審は、本来の税額を納付することになっただけであり損害はないとしたが、最高裁は、「違法な公権力の行使に当たる本件行為により、上告人に過少申告加算税相当額の損害が発生したことは明らかである。のみならず、事実関係のいかんによっては、延滞税の全部又は一部に相当する額を本件行為による損害とみる余地や、上告人が他の特例の適用を検討する機会を逸したことにより損害が発生したとみる余地のあることも否定できない。」とした。

(36) 最三判平成22年4月20日 裁判所HP

平成20年(行ヒ)第463号 裁判取消請求事件(破棄自判、請求認容の第1審確定)

1. 宗教法人の規則は、財産の処分に関する事項を明示的に定めた規定が存在しない場合であっても、それだけでは宗教法人法12条1項8号に違反するとはいえないとされた事例。
2. 争点は、石川県知事の認証にかかる宗教法人Aの規則が財産処分に関する明示的規則を欠く点、宗教法人法28条1項1号に違反しているかである。最高裁は、同法条の文理解釈等から、明示的規則があることが望ましいが無いが違法になるものではないとした。

【社会法】

(37) 最一判平成22年3月25日 最高裁HP

平成21年(受)第1168号 損害賠償請求事件(破棄自判)

産業用ロボットや金属工作機械部分品の製造等を業とする勤務先Xを退職した従業員Y1らが、会社Y3を設立してXと同種の事業を営み、その取引先から継続的に仕事を受注した行為が、不法行為法上違法とはいえないとされた事例
(理由)

Y1は、取引先の一部に対して独立後の受注希望を伝える程度のことにはしているものの、Xの営業秘密に係る情報を用いたり、Xの信用をおとしめたりするなどの不当な方法で営業活動を行ったことは認められない。また、取引先のうち3社との取引は退職から5か月ほど経過した後には始まったものであるし、退職直後から取引が始まったAについては、Xが営業に消極的な面もあったものであり、Xと取引先との自由な取引が競業行為によって阻害されたという事情はうかがわれず、Yらにおいて、Y1らの退職直後にXの営業が弱体化した状況を殊更利用したともし難い。さらに、代表取締役就任等の登記手続の時期が遅くなったことをもって、隠ぺい工作ということに困難であるばかりでなく、退職者は競業行為を行うことについて元の勤務先に開示する義務を当然に負うものではないから、Y1らが競業行為をX側に告げなかったからといって、競業行為を違法と評価すべき事由ということとはできない。Y1らが、他に不正な手段を講じたとまで評価し得るような事情があるともうかがわれない。以上の諸事情を総合すれば、競業行為は、社会通念上自由競争の範囲を逸脱した違法なものということとはできず、Xに対する不法行為に当たらないというべきである。なお、前記事実関係等の下では、Yらに信義則上の競業禁止義務違反があるともいえない。

(38) 東京地判平成20年11月18日 判例タイムズ1299号216頁

平成18年(ワ)第22955号 損害賠償等請求事件(一部認容・控訴)

本件は、車両外装の修復(リペア)等の事業を行うXに勤務し、インストラクターの地位に

あり技術指導等を行っていたYが、自ら退職し、類似の事業を開業して行っていたところ、XがYに対し、就業規則並びに在職中及び退職時の機密保持誓約書を根拠に事業の差し止め等を請求した事案である。本判決は、Xの技術が一般的なものではなく実施している業者が非常に少ないことやXがYに高度な技術を身につけさせるために多額の費用や多くの手間をかけたことを指摘した上で、Xのリペア事業における補修等の技術並びに顧客情報が営業秘密であるかを検討し、顧客情報以外は不正競争防止法2条1項7号、6項にいう営業秘密には厳密にはあたらないが、それに準じる程度には保護に値するとして、本判決確定から2年間の差し止めを認めた。

(39) 東京地判平成22年3月30日 裁判所HP

平成19年(ワ)第4916号 不正競争行為差止等請求事件

被告らが共同して、出光石油化学が保有する営業秘密であるポリカーボネート樹脂製造装置(PCプラント)に関する営業秘密の各図面及び図表に記載された情報を出光石油化学の従業員をして不正に開示させて取得し、その取得した本件情報を中国の企業に開示した行為が、不正競争防止法2条1項8号の不正競争行為に該当する旨主張して、不正競争防止法3条1項に基づく上記各図面及び図表の使用、開示の差止め、同条2項に基づく上記各図面及び図表が記録された記録媒体の廃棄、同法4条に基づく損害賠償を求めた事案。

被告は、出光石油化学千葉工場の従業員に働きかけ、当該従業員をして出光石油化学の千葉工場から、少なくとも本件持ち出し図面のコピー又はその電子データを持ち出させてこれを取得し、更にそれらに記載又は記録された情報を三共プロセスに開示したものと認められ、上記の持ち出しを行った出光石油化学の従業員は、少なくとも雇用契約に付随する信義則上の義務として、これを第三者に漏洩しない義務を負っていたものというべきであるから、当該従業員が本件持ち出し図面のコピー等を被告に交付する行為は、営業秘密を守る法律上の義務に違反して当該営業秘密を開示する行為であって、不正競争防止法2条1項8号括弧書き後段に規定する「不正開示行為」に当たるものと認められる、として、不正競争防止法3条1項に基づく本件持ち出し図面の使用、開示の差止め、同条2項に基づく本件持ち出し図面が記録された記録媒体の廃棄、同法4条に基づく損害賠償として1100万円の支払を求めた限度で認容された。

【紹介済み判例】

東京地判平成20年2月15日 判例タイムズ1282号103頁

平成18年(行ウ)第496号 法人税更正処分取消等請求事件(認容・控訴)

→法務速報88号18番で紹介済み

大阪地判平成20年5月16日 判例タイムズ1282号155頁

平成19年(行ウ)第159号 町議会議員辞職許可無効確認等請求事件(一部訴え却下、一部認容・確定)

→法務速報95号32番で紹介済み

最二判平成21年3月9日 判例時報2064号157頁

平成19年(あ)第1594号 福島県青少年健全育成条例違反被告事件 上告棄却

→法務速報95号28番で紹介済み

最三判平成21年3月31日 判例時報2065号145頁

平成20年(受)第442号 組合員代表訴訟事件(破棄自判)

→法務速報96号12番で紹介済み

最三判平成21年7月14日 判例時報2065号45頁

平成20年(受)第1134号 配当異議事件(破棄自判)

→法務速報99号18番で紹介済み

最一判平成21年7月16日 判例時報2066号121頁

平成20年(受)第802号 損害賠償請求事件 破棄差戻

→法務速報99号12番で紹介済み

最二決平成21年9月30日 判例時報2064号61頁

平成20年(ウ)第1193号 遺産分割申立て事件の審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件 抗告棄却

→法務速報102号1番で紹介済み

最一判平成21年10月15日 判例時報2065号24頁

平成20年(行ヒ)第247号 場外車券発売施設設置許可処分取消請求事件(一部破棄自判、一部上告棄却、一部破棄終了)

→法務速報102号18番で紹介済み

最二判平成21年10月16日 判例時報2064号152頁

平成20年(受)第6号 解雇無効確認等請求事件 破棄差戻

→法務速報102号19番で紹介済み

大阪高判平成21年10月29日 判例時報2064号65頁

平成21年(ホ)第1211号 更新料返還請求控訴事件控訴棄却(上告受理申立て)

→法務速報105号5番で紹介済み

最二判平成21年11月9日 判例時報2064号56頁

平成21年(受)第247号 不当利得返還請求事件 破棄自判

→法務速報103号1番で紹介済み

最二判平成21年11月9日 金法1894号41頁

平成21年(受)第247号 不当利得返還請求事件

→法務速報103号1番で紹介済み

最二判平成21年11月27日 判例時報2066号45頁
平成20年(受)第1340号 建物収去土地明渡請求事件 破棄自判
→法務速報104号1番で紹介済み

最二判平成21年11月27日 金法1895号93頁
平成20年(受)第1340号 建物収去土地明渡請求事件
→法務速報104号1番で紹介済み

最三決平成21年12月7日 判例時報2066号159頁
平成19年(あ)第585号 殺人被告事件 上告棄却
→法務速報104号28番で紹介済み

最一判平成21年12月10日 判例時報2066号14頁
平成21年(行ヒ)第177号 第二次納税義務告知処分取消請求事件 上告棄却
→法務速報104号35番で紹介済み

最一判平成21年12月17日 判例時報2066号49頁
平成20年(受)第1192号 損害填補金請求事件 一部破棄自判, 一部上告棄却
→法務速報105号30番で紹介済み

2. 平成22(2010)年4月22日までに成立した, もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

- ・衆法 174 5
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 北朝鮮当局に拉致された被害者等であって本邦に永住する者の状況に鑑み, 拉致被害者等給付金の支給期間を延長することを定めた法律
- ・衆法 174 6
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成27年3月31日まで延長することを定めた法律
- ・衆法 174 8
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 消費者庁に国立国会図書館支部図書館を設置することを定めた法律
- ・衆法 174 13
国民年金法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 障害者の所得保障の充実のため, 障害基礎年金, 障害厚生年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲の拡大等を定めた法律
- ・衆法 174 14
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 日本年金機構が発足したこと等に伴い, 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律その他の法律の規定を整理した法律
- ・閣法 174 3
平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律
・ ・ ・ 平成22年度における公債の発行の特例に関する措置, 財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置等を定めた法律
- ・閣法 174 4
裁判所職員定員法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため, 判事及び判事補の定員を改めた法律
- ・閣法 174 5
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律
・ ・ ・ 公立高等学校の授業料不徴収, 公立以外の高等学校等の生徒等が授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができること等を定めた法律
- ・閣法 174 6
平成22年度における子ども手当の支給に関する法律
・ ・ ・ 平成22年度において, 子どもを養育している者すべてに対し, 子ども一人につき月額1万3000円の子ども手当を支給すること等を定めた法律
- ・閣法 174 7
介護保険法施行法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者の施設介護サービス費等に係る経過措置の期間を「当分の間」延長することを定めた法律

・閣法 174 8

雇用保険法等の一部を改正する法律

・・・非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化, 雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を定めた法律

・閣法 174 9

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律

・・・現行の国土調査事業十箇年計画に引き続き, 内閣において平成22年度を初年度とする計画を策定すること, 同計画の対象となる国土調査事業に地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量を追加すること等を定めた法律

・閣法 174 10

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律

・・・国が管理する道路, 河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止する等のため, 関係法律の規定について所要の改正を行った法律

・閣法 174 12

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

・・・在ベナン日本国大使館の位置の変更, 在コタキナバル日本国総領事館の廃止, 在外公館勤務の外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を定めた法律

・閣法 174 14

所得税法等の一部を改正する法律

・・・所得税について, 年齢十六歳未満の扶養親族に対する扶養控除及び特定扶養親族のうち年齢十六歳以上十九歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止, たばこ税の税率の引上げ等を定めた法律

・閣法 174 15

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律

・・・租税特別措置に関し, 適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等を定めた法律

・閣法 174 17

地方税法等の一部を改正する法律

・・・個人住民税における扶養控除の見直し, 自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の見直し, 地方のたばこ税の税率の引上げ等を定めた法律

・閣法 174 18

地方交付税法等の一部を改正する法律

・・・平成22年度分の地方交付税の総額の特例措置, 各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源のために地方交付税の単位費用等の改正等を定めた法律

・閣法 174 20

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律

・・・市町村の合併の特例等に関する法律の期限を10年間延長し, 都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定めている規定の廃止等を定めた法律

・閣法 174 22

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

・・・輸入禁止品を輸入する罪等に係る罰則水準の引き上げ, 暫定関税率の適用期限の延長等を定めた法律

・閣法 174 23

株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律

・・・地球環境問題への我が国の貢献のため, 株式会社日本政策金融公庫が民間金融を補完し, 地球環境保全を目的とする海外事業促進のための金融機能を担うことができるよう, 所要の改正等を定めた法律

・閣法 174 24

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律

・・・株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が農業改良資金の貸付けの業務を行うことができること等を定めた法律

・閣法 174 46

小規模企業共済法の一部を改正する法律

・・・小規模企業共済制度の充実を図るため, 小規模企業者の範囲の拡大等を定めた法律

・閣法 174 47

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律

・・・中小企業倒産防止共済制度の共済金の貸付けを行う事由の拡大, 共済金の貸付限度額等を政令事項に改めること等を定めた法律

3. 4月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

嶋寺基 商事法務 179頁 2520円
新しい損害保険の実務 保険法に対応した損害調査実務の解説

第一東京弁護士会 総合法律研究所・遺言信託実務研究部会編著 清文社 296頁 2625円
第一東京弁護士会総合法律研究所研究叢書2 遺言信託の実務

司法研修所編 法曹会 197頁 4750円
涉外家事・人事訴訟事件の審理に関する研究

関戸麦 商事法務 252頁 3675円
日本企業のための米国民事訴訟対策

中村光宏 法律文化社 135頁 3675円
株式譲渡制限制度の研究

片岡 武/菅野眞一 日本加徐出版 429頁 3990円
家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務・・・★

4. 4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

原田國男判事退官記念論文集刊行会編著 判例タイムズ社 748頁 13999円
原田國男判事退官記念論文集 新しい時代の刑事裁判

今野彙(しげ)男 信山社 448頁 3990円
国会運営の法理 衆議院事務局の視点から

河西知一/久保原和也共編 新日本法規 364頁 3780円
事件類型別 法律家のための年金・保険

内野正幸 弘文堂 291頁 3990円
憲法研究叢書 表現・教育・宗教と人権・・・★

齋藤修編 ぎょうせい 329頁 3499円
慰謝料算定の理論

酒井克彦 大蔵財務協会 924頁 5499円
行政事件訴訟法と租税争訟

5. 発刊書籍の解説

発刊書籍

・家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務
裁判官と書記官が、最近の遺産分割実務の処理方針や問題点を解説している。
各項目毎に、判例を下にした設例を10題程度載せて検討を進めており、近年しばしば問題とされる、特別受益者の相続分や相続人の寄与分、遺留分の問題については特に詳解している。

・憲法研究叢書 表現・教育・宗教と人権
「言語表現者や教育者側の自由・利益とそれを受ける側の精神的、内面的な負担をいかに調整すべきか」の検討を中心に、本書の標題ともなっている表現・教育・宗教・人権の4つのテーマを相互に関係づけて解説している。
キーワードとなる言葉については、それぞれ筆者による定義づけがなされており、その論理展開が一層興味深いものとなっている。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
